

5月21日 配布

情報提供

行事名	舞鶴遊水地におけるタンチョウのヒナ誕生について
主催	政策推進課 企画政策係
日時	当面の間
場所	舞鶴遊水地
概要	舞鶴遊水地においてタンチョウのヒナの誕生が確認されました。引き続き、舞鶴遊水地内の立入りを制限していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
参考	詳細につきましては別紙をご参照ください。 本件に係るお問合せにつきましては、長沼町役場政策推進課 企画政策係 (☎0123-76-8015) へお願いします。

○発信

長沼町役場政策推進課広報情報係

(☎0123-88-2111 直通 0123-76-8014)

担当 阪 (e-saka@ad.maoi-net.jp)

同時発表

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部、環境省

報道機関各位

令和6年5月21日

長沼町役場政策推進課広報情報係

電話 0123-76-8014

(ダイヤルイン)

長沼町舞鶴遊水地におけるタンチョウのヒナ誕生について

～タンチョウを静かにやさしく見守ってください～

長沼町、環境省 北海道地方環境事務所、及び北海道開発局 札幌開発建設部では、生態系ネットワーク構築に向けた取組の一環として、有識者や地域の多様な主体が参画する「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」の一員として、タンチョウも住めるまちづくりに取り組んでいます。

4月5日付で長沼町舞鶴遊水地の一部立ち入り制限について発表したところですが、今年も舞鶴遊水地内においてヒナの誕生（2羽）が確認されましたのでお知らせします。空知総合振興局管内で実に100年以上ぶりのタンチョウのヒナ誕生となった令和2年から、**5年連続のヒナ誕生**となります。

同協議会の検討結果も踏まえ、引き続き、舞鶴遊水地の一部の敷地への立ち入りを制限させていただきます。タンチョウに警戒心を起こさせないよう、特に繁殖の時期は十分な距離をとる必要があります。見学される皆さまは、**鳥の駅マオイトーの周辺から優しく見守っていただきますようお願いいたします。**



R6. 5. 10 撮影



R6. 5. 14 撮影

(提供：環境省・一般社団法人タンチョウ研究所)

- ・タンチョウを観察する際の注意事項等は【別紙】を参照願います。
- ・舞鶴遊水地におけるタンチョウの写真については、長沼町役場 HP 等で発信していく予定です。
- ・本写真を報道に使用する場合は「環境省・一般社団法人タンチョウ研究所」をクレジットとして明記すること。

<タンチョウも住めるまちづくり検討協議会>

長沼町 HP <https://www.maoi-net.jp/shokai/machizukuri/tancho/>

札幌開発建設部 HP https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e1lg9o000009ayw.html

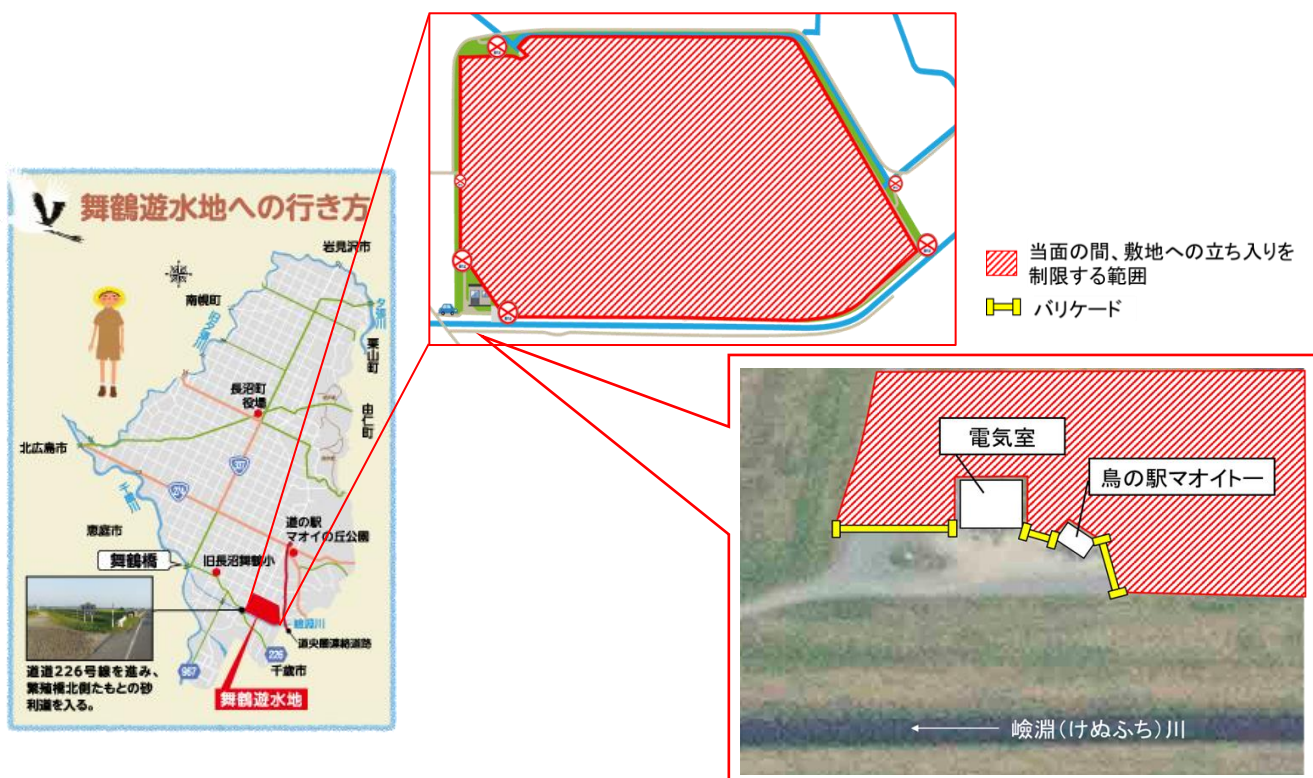
【問合せ先】長沼町役場 政策推進課（電話番号 0123-76-8015 ダイヤルイン）

政策推進課 課長 青野 直樹

政策推進課 企画官 栃本 味千代

政策推進課 専門員 赤間 優歩

長沼町ホームページ <https://www.maoi-net.jp>



＜タンチョウを観察する際の注意事項＞

- ・舞鶴遊水地の一部について車両、歩行での立ち入り及びドローン等の使用を制限させていただきます。
- ・タンチョウを観察するときは、近づき過ぎず、車や建物の中から観察しましょう。
- ・タンチョウには、エサを与えないようお願いいたします。
- ・カラスなどの外敵を呼び寄せないためにも、ごみの持ち帰りをお願いいたします。
- ・農地も含め、私有地に入らないようお願いいたします。

＜舞鶴遊水地野鳥観察ガイド＞

タンチョウは警戒心が強く、特に繁殖期は人が近づくと強いストレスを与えるおそれがあり、身の危険を感じたりすると、今後長沼町や舞鶴遊水地へ来なくなる可能性もあります。

見学の際の注意事項をまとめた舞鶴遊水地野鳥観察ガイド（下記 URL 参照）もご活用ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh40000001qwn-att/e1lg9o00000j35n.pdf

※タンチョウの繁殖状況調査や遊水地の維持管理作業のため、専門家のご指導のもとタンチョウに配慮の上、職員等が当該区域へ立ち入ることがあります。

※立ち入り制限は、繁殖が終了するか、幼鳥が十分に飛行できるよう成長するまで継続する予定です。

※立ち入り制限の範囲は状況に応じて見直す場合があります。

※映像の記録のためにタンチョウの繁殖の様子を撮影されたい場合は、タンチョウの状況等によっては有識者の同行等のもとで可能な場合もありますので、長沼町政策推進課にご相談願います。

（長沼町政策推進課企画政策係 電話番号 0123-76-8015）